

令和 6 年栗山町議会定例会
5 月 臨 時 会 議 議 案

開会 令和 6 年 5 月 2 4 日
栗 山 町 議 会 議 場

令和 6 年栗山町議会定例会
5 月臨時会議

議 事 日 程

令和 6 年 5 月 2 4 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 番	案 号	議 件 名	結 果
1			会議録署名議員の指名	
2			議会運営委員会報告	
3			会期の決定	
4			諸般の報告 ①会 務 報 告	
			②監 査 報 告	
5	報 第 1 号	告 号	令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 3 号）の 専決処分について	
6	報 第 2 号	告 号	令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正 予算（第 3 号）の専決処分について	
7	報 第 3 号	告 号	栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分に ついて	
8	報 第 4 号	告 号	栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について	
9	議 第 1 号	案 号	栗山町第 7 次総合計画の一部変更について	
10	議 第 2 号	案 号	令和 6 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）	

[illegible]

会 務 報 告

2 月 27 日	令和 5 年度第 2 回栗山町農業教育振興会総会に議長が出席した。
28 日	全国過疎地域連盟北海道支部役員会に議長が出席した。 (於 札幌市)
29 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
〃 日	北海道商工会議所連合会食関連産業付加価値向上支援事業披露会に議長が出席した。
3 月 1 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	北海道栗山高等学校令和 5 年度第 7 6 回卒業証書授与式に議長が出席した。
〃 日	産業福祉常任委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
2 日	令和 5 年度栗山町スポーツ協会スポーツ功労者表彰式に議長が出席した。
3 日	継立町内連合会敬老会に議長が出席した。
4 日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
5 日	栗山建設協会定時総会交礼会に議長が出席した。
8 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	北輝男氏、大西勝博氏北海道産業貢献賞受賞祝賀会に議長が出席した。
9 日	第 3 5 回北海道介護福祉学校卒業証書授与式に議長に代わり総務教育常任委員長が出席した。
12 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
13 日	全員協議会を議員控室で開催した。
14 日	中長期財政問題等調査特別委員会を議場で開催した。
〃 日	議員研修会を議員控室で開催した。
〃 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
14～16 日	栗山赤十字病院立替事業に係る要請活動に議長が出席した。 (於 東京都)
15 日	広報広聴常任委員会広聴小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
18 日	広報広聴常任委員会を所管事務調査のため議員控室で開催した。
21 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
〃 日	全員協議会を議員控室で開催した。

25 日	令和 5 年度栗山町青年農業賞表彰式に議長に代わり副議長が出席した。
29 日	議会報告会における提言書を応接室で議長が町長に提出した。
4 月 3 日	栗山町農民協議会第 6 2 回定期総会に議長が出席した。
4 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
5 日	第 3 7 回北海道介護福祉学校入学式に議長が出席した。
〃 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
8 日	北海道栗山高等学校令和 6 年度入学式に議長に代わり副議長が出席した。
9 日	令和 6 年度第 1 回くりやまハーフマラソン実行委員会に議長が出席した。
12 日	広報広聴常任委員会広報小委員会を所管事務調査のため委員会室で開催した。
16 日	栗山町身体障害者福祉協会令和 6 年度総会に議長が出席した。
19 日	令和 6 年度南空知町村議会議長連絡協議会総会に議長が出席した。 (於 南幌町)
22～25 日	北海道町村議会議長会役員優良府県視察研修に議長が出席した。 (於 東京都、群馬県、栃木県足利市)
24 日	令和 6 年度栗山消費者協会定期総会に議長に代わり副議長が出席した。
〃 日	第 9 5 回栗山地区メーデーに議長に代わり副議長が出席した。
26 日	空知町村議会議長会令和 6 年第 2 回役員会に議長が出席した。 (於 奈井江町)
〃 日	令和 6 年度栗山町遺族会総会に議長に代わり副議長が出席した。
〃 日	全員協議会を議員控室で開催した。
〃 日	栗山地区保護司会令和 6 年度定期総会・懇談会に議長が出席した。
5 月 7 日	議会運営委員会を委員会室で開催した。
8 日	神奈川県大井町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
9 日	福岡県粕屋町議会が視察のために来町したので議長が応接した。
14 日	全員協議会を議員控室で開催した。
15 日	岡山県美咲町議会が視察のために来町したので議長が応接した。

議 案 の 提 出 に つ い て

令和 6 年栗山町議会定例会 5 月臨時会議に報告第 1 号から報告第 4 号まで及び議案第 1 号から議案第 4 号までを別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町長 佐々木 学

報告第1号

令和5年度栗山町一般会計補正予算（第13号）の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和5年度栗山町一般会計補正予算（第13号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和５年度栗山町一般会計補正予算（第１３号）

令和５年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２５，６０３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５，１５１，５１１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債の補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1, 276, 894	3, 372	1, 280, 266
	1 町民税	546, 397	△2, 352	544, 045
	2 固定資産税	539, 724	4, 062	543, 786
	3 軽自動車税	36, 939	△747	36, 192
	4 町たばこ税	103, 521	1, 217	104, 738
	5 都市計画税	49, 143	845	49, 988
	6 入湯税	1, 170	347	1, 517
11 地方交付税		3, 675, 042	222, 181	3, 897, 223
	1 地方交付税	3, 675, 042	222, 181	3, 897, 223
18 寄附金		323, 326	50	323, 376
	1 寄附金	323, 326	50	323, 376
22 町債		5, 787, 384	-	5, 787, 384
	1 町債	5, 787, 384	-	5, 787, 384
歳 入 合 計		14, 925, 908	225, 603	15, 151, 511

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2, 552, 571	225, 603	2, 778, 174
	1 総務管理費	2, 492, 914	225, 603	2, 718, 517
8 土木費		1, 203, 779	-	1, 203, 779
	3 河川費	8, 344	-	8, 344
	4 都市計画費	289, 663	-	289, 663
	5 住宅費	297, 211	-	297, 211
歳 出 合 計		14, 925, 908	225, 603	15, 151, 511

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
36. 杵臼川緊急浚渫推進事業債	4,500	4,400
37. 都市公園施設更新事業債	14,700	14,900
38. 公営住宅建設事業債	117,300	117,200

歳入歳出事項別明細書

歳入		(単位：千円)				
款		補正前予算額	補正予算額	計	節	
	項				区分	金額
	目					
①	町税	1,276,894	3,372	1,280,266		
	1 町民税	546,397	△ 2,352	544,045		
	1 個人	463,792	2,330	466,122	2 滞納繰越分	2,330
	2 法人	82,605	△ 4,682	77,923	1 現年課税分	△ 4,774
					2 滞納繰越分	92
	2 固定資産税	539,724	4,062	543,786		
	1 固定資産税	511,722	4,062	515,784	1 現年課税分	5,386
					2 滞納繰越分	△ 1,324
	3 軽自動車税	36,939	△ 747	36,192		
	1 環境性能割	2,077	△ 520	1,557	1 現年課税分	△ 520
	2 種別割	34,862	△ 227	34,635	1 現年課税分	△ 196
					2 滞納繰越分	△ 31
	4 町たばこ税	103,521	1,217	104,738		
	1 町たばこ税	103,521	1,217	104,738	1 現年課税分	1,217
	5 都市計画税	49,143	845	49,988		
	1 都市計画税	49,143	845	49,988	1 現年課税分	985
					2 滞納繰越分	△ 140
⑪	入湯税	1,170	347	1,517		
	1 入湯税	1,170	347	1,517	1 現年課税分	347
	地方交付税	3,675,042	222,181	3,897,223		
	1 地方交付税	3,675,042	222,181	3,897,223		
	1 地方交付税	3,675,042	222,181	3,897,223	2 特別交付税	222,181
⑮	寄附金	323,326	50	323,376		
	1 寄附金	323,326	50	323,376		
	1 寄附金	323,326	50	323,376	1 総務寄附金	50 一般寄附金追加
⑳	町債	5,787,384	-	5,787,384		
	1 町債	5,787,384	-	5,787,384		
	6 土木債	383,100	-	383,100	2 河川債	△ 100 杵臼川緊急浚渫推進事業債減額
					3 都市計画債	200 都市公園施設更新事業債追加
					4 住宅債	△ 100 公営住宅建設事業債減額

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
② 総務費			2,552,571	225,603	2,778,174			50	225,553			
	1 総務管理費		2,492,914	225,603	2,718,517			50	225,553			
	1 一般管理費		102,842	83,834	186,676				83,834	24 積立金	83,834	減債基金積立金追加
	6 財政調整基金費		79,684	141,769	221,453			50	141,719	24 積立金	141,769	財政調整基金積立金追加
⑧ 土木費			1,203,779	-	1,203,779							
	3 河川費		8,344	-	8,344		△100		100			
	2 河川維持費		7,512	-	7,512		△100		100			
	4 都市計画費		289,663	-	289,663		200		△200			
	2 公園管理費		60,524	-	60,524		200		△200			
	5 住宅費		297,211	-	297,211		△100		100			
	3 住宅建設費		248,636	-	248,636		△100		100			

報告第 2 号

令和 5 年度栗山町工業団地造成事業特別会計 補正予算（第 3 号）の専決処分について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
4 町債		152,900	△300	152,600
	1 町債	152,900	△300	152,600
歳 入 合 計		179,031	△300	178,731

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 工業団地造成事業費		153,878	△300	153,578
	1 工業団地造成事業費	153,878	△300	153,578
歳 出 合 計		179,031	△300	178,731

第2表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
1. 工業団地造成事業債	152,900	152,600

歳 入 歳 出 事 項 別 明 細 書

歳 入		(単位：千円)				
款		補正前予算額	補正予算額	計	節	
	項				区分	金額
	目					
④	町債	152,900	△ 300	152,600		
	1 町債	152,900	△ 300	152,600		
	1 工業団地造成事業債	152,900	△ 300	152,600	1 工業団地造成事業債	△ 300

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
①	工業団地造成事業費		153, 878	△300	153, 578		△300					
	1	工業団地造成事業費	153, 878	△300	153, 578		△300					
	1	工業団地造成事業費	153, 878	△300	153, 578		△300			14 工事請負費	△300	工業団地造成工事減額

報告第 3 号

栗山町税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

栗山町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

栗山町長 佐々木 学

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年

度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとし

た場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額

は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨

てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同

年 1 2 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 4 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和 6 年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第 4 7 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「1 0 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間において

はその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の町民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第７条の８ 令和７年度分の個人の町民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第

1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項」を「第 3 4 条の 9 第 1 項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項」と、前条中「附則第 7 条の 4」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項」とする」に改める。

附則第 10 条の 2 第 8 項を削り、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 10 条の 2 第 10 項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 3 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 町長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管

理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第

16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栗山町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第4号

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

栗山町長 佐々木 学

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成３年条例第７号）の一部を次のように改正する。

附則第３項を次のように改める。

（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）

３ 法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

附則第４項の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第５項及び第６項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度分から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第７項及び第８項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第９項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１０項中「附則第４項、第５項」を「附則第５項」に改める。

附則第１１項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栗山町都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 1 号

栗山町第 7 次総合計画の一部変更について

栗山町第 7 次総合計画（令和 5 年 2 月 1 6 日議決）の一部を次のとおり変更したいので、栗山町自治基本条例第 2 5 条第 3 項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第 1 2 条第 1 項及び栗山町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により本議会の議決を求める。

栗山町第7次総合計画〔変更〕

※対象事業のみ抜粋

政策区分	変 更 前			変 更 後		
Ⅱ 教育 (18頁)	(1) 学校教育			(1) 学校教育		
	施 策	計画事業	(参考：事業概要)	施 策	計画事業	(参考：事業概要)
	④学校施設・設備などの整備			④学校施設・設備などの整備	【新規】学生寮の計画的な整備を図ります。	入寮希望者の増加に対応した学生寮（別館）の増設（既存寮敷地内）

議 案 第 2 号

令和 6 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 6 年度 栗 山 町 一 般 会 計 補 正 予 算 は 、 次 に 定 め る と こ ろ に よ る 。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 1 1 , 8 7 0 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 0 , 0 8 7 , 6 8 2 千 円 と す る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 3 条 地 方 債 の 追 加 は 、 「 第 3 表 地 方 債 の 補 正 」 に よ る 。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		1, 100, 361	48, 100	1, 148, 461
	2 国庫補助金	523, 549	48, 100	571, 649
18 寄附金		151, 100	500	151, 600
	1 寄附金	151, 100	500	151, 600
19 繰入金		437, 954	31, 502	469, 456
	1 基金繰入金	437, 776	31, 502	469, 278
21 諸収入		243, 769	1, 368	245, 137
	5 雑入	104, 206	1, 368	105, 574
22 町債		1, 573, 600	30, 400	1, 604, 000
	1 町債	1, 573, 600	30, 400	1, 604, 000
歳 入 合 計		9, 975, 812	111, 870	10, 087, 682

歳 出				
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		1, 972, 304	1, 368	1, 973, 672
	1 総務管理費	1, 935, 387	1, 368	1, 936, 755
6 農林水産業費		442, 613	－	442, 613
	1 農業費	410, 352	－	410, 352
10 教育費		938, 480	110, 502	1, 048, 982
	1 教育総務費	227, 787	110, 502	338, 289
歳 出 合 計		9, 975, 812	111, 870	10, 087, 682

第3表 地方債の補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
49. 学生寮増設事業債	30,400	普通貸借・証券発行及び証書借入	3.8%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（うち据置5年以内）の半年賦または年賦元利均等償還及び半年賦または年賦元金均等償還、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還することができる。

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款			補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
	項	目				区分	金額	
⑮	国庫支出金		1, 100, 361	48, 100	1, 148, 461			
	2	国庫補助金	523, 549	48, 100	571, 649			
	5	教育費国庫補助金	3, 246	48, 100	51, 346	1 教育総務費補助金	48, 100	デジタル田園都市国家構想交付金
⑯	寄附金		151, 100	500	151, 600			
	1	寄附金	151, 100	500	151, 600			
	1	寄附金	151, 100	500	151, 600	1 総務寄附金	500	企業版ふるさと応援寄附金追加
⑰	繰入金		437, 954	31, 502	469, 456			
	1	基金繰入金	437, 776	31, 502	469, 278			
	1	財政調整基金繰入金	248, 000	21, 537	269, 537	1 財政調整基金繰入金	21, 537	
	3	ふるさと応援基金繰入金	130, 000	9, 965	139, 965	1 ふるさと応援基金繰入金	9, 965	
⑳	諸収入		243, 769	1, 368	245, 137			
	5	雑入	104, 206	1, 368	105, 574			
	2	雑入	104, 201	1, 368	105, 569	2 雑入	1, 368	地域活性化センター助成金
㉑	町債		1, 573, 600	30, 400	1, 604, 000			
	1	町債	1, 573, 600	30, 400	1, 604, 000			
	8	教育債	102, 300	30, 400	132, 700	1 教育総務債	30, 400	学生寮増設事業債

歳 出

款			補正前予算額	補正予算額	計	財 源 内 訳			節		説明	
	項	目				特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	総務費		1,972,304	1,368	1,973,672			1,368				
	1	総務管理費	1,935,387	1,368	1,936,755			1,368				
		22 定住促進費	31,195	1,368	32,563			1,368	18 負担金補助 及び交付金	1,368	交付金 くりやま移住促進協議会追加	
⑥	農林水産業費		442,613	-	442,613			500	△500			
	1	農業費	410,352	-	410,352			500	△500			
		5 農業担い手 育成費	22,285	-	22,285			500	△500			
⑩	教育費		938,480	110,502	1,048,982	48,100	30,400	9,965	22,037			
	1	教育総務費	227,787	110,502	338,289	48,100	30,400	9,965	22,037			
		6 学生寮費	40,398	110,502	150,900	48,100	30,400	9,965	22,037	11 役務費	62 手数料 建築確認申請	
										14 工事請負費	110,440 学生寮増設工事	

議案第3号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により本議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------------|---|
| 1、名称、種類、数量 | 内部情報系システム 一式 |
| 2、取得の目的 | 職員業務用システム（財務会計・文書管理等）更新 |
| 3、取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡 |
| 4、取得予定価格 | 34,650,000円 |
| 5、取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野孝夫 |
| 6、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方 | 札幌市中央区北3条西2丁目10番地2
PFUITサービス株式会社
北海道営業部長 工藤政伸 |

議案第4号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により本議会の議決を求める。

1、名称、種類、数量	ロータリ除雪車 1台
2、取得の目的	除雪業務用
3、取得の方法	指名競争入札
4、取得予定価格	26,532,000円
5、取得の相手方	札幌市中央区北1条西7丁目1番 ナラサキ産業株式会社北海道支社 執行役員北海道支社長 小 松 誠 一